

(C) 新銀座法律事務所 03-3248-5791

(参考資料1) 虞犯少年の手続き

虞犯少年とは、少年法3条1項3号イないしニに該当する事由があり、かつ、その性格または環境に照らして、将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいいます。

少年法3条1項3号イ「保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。」

同ロ「正当の理由がなく家屋に寄り附かないこと。」

同ハ「犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に出入すること。」

同ニ「自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。」

